平成２３年（フ）第２９２２号
大阪市中央区粉川町４番16―603号
債務者　金本千代美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２９号
大阪市東住吉区湯里４丁目７番24―501号
債務者　奥野惠美子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９３号
大阪府門真市三ツ島1238番地の７
債務者　祝　　麻美（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９７号
大阪市城東区今福南２丁目23番10号オーシャン蒲生303号
債務者　東向　克久
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０００号
大阪府東大阪市新庄２丁目５番19―404号
債務者　堀之内忠雄（変更前の名泰久）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００１号
大阪府枚方市田口４丁目19番15号
債務者　安藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００４号
大阪府東大阪市角田２丁目４番９号
債務者　日高　伸治（旧姓古家）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６号
北海道北見市泉町２丁目９番22号　コーポ黄河206号
債務者　工藤　和浩
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
群馬県高崎市大沢町74番地１　県住Ｅ棟118号
債務者　瀬沼絵里子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１０号
群馬県高崎市貝沢町1345番地２
債務者　矢畑　瑠美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３０号
群馬県高崎市鼻高町47番地５　市住Ｊ棟52号
債務者　小久保由美子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５１７号
埼玉県川口市東領家１丁目16番３号
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
さいたま市南区鹿手袋７丁目１番16号　関口コーポラスⅡ202
債務者　梓　　梨恵
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番24―606号　オークガーデン
債務者　後藤　ちよ
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７６号
さいたま市緑区道祖土１丁目４番10号
債務者　小澤　晃裕
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８７号
埼玉県蕨市中央２丁目13番14号　今井荘206号、旧住所埼玉県川口市西青木５丁目２番19号　つくば荘５号
債務者　神山　　修
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番16―406号
債務者　藤井　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係